

**地域密着型特別養護老人ホーム
ぬくもりの家惣社 重要事項説明書**

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人清風会
法人所在地	千葉県市原市平田1428番地
電話番号	0436(25)5733
代表者名	理事長 山崎 雅胤
法人設立年月日	平成14年7月23日

2. 施設の概要

施設の種類	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (個室ユニット型特別養護老人ホーム)
施設の名称	地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家惣社
施設の所在地	千葉県市原市惣社1272番地1
電話番号	0436(37)5165
管理者氏名	施設長 南條 広樹
開設年月日	平成31年1月1日
入所定員	29名
施設運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ・喜び 幸せを感じられる、オンリーワンの施設を目指します。 ・地域社会とふれあい、心豊かで安心のある暮らしを大切にします。 ・自信と誇りを持ち、質の高いサービスを提供します。
施設運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者1人1人の意思及び人格を尊重し、可能な限り施設における生活の継続に考慮を行います。 ・各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことが出来るように努めます。 ・施設サービス計画に基づき、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって日常生活に必要な援助を行います。 ・地域との関係性を大切にするとともに、他の介護保険施設、その他関連機関との密接な連携に努めます。 ・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

3. 施設の職員体制

職 種	職員数	資 格	業務に関連する 研修等の受講
管理者（施設長）	1名	介護福祉士、社会福祉主事	
生活相談員	1名以上	社会福祉士、介護支援専門員 介護福祉士、社会福祉主事	
介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員	
介護職員	15名以上	介護福祉士、社会福祉主事、 ヘルパー資格等	ユニットリーダー研修 (2名以上)
看護職員	1名以上	正看護師	
栄養士	1名	管理栄養士資格	
医師（嘱託）	1名	医師資格	

4. 施設設備の概要（ショートステイユニット含む）

定 員		特養 29名		ショートステイ 10名	
共同生活室（ユニット）		トイレ（各ユニット3ヶ所）、洗面所（2ヶ所）			
居 室（ユニット）		ベッド、収納チェスト、洗面所			
浴室	車椅子式入浴装置（1階）	1台	相 談 室	1室	
	座位入浴装置（1階）	1台	会 議 室	2室	
	寝台浴装置（2階）	1台	医 務 室	1室	
	脱 衣 室（各階）	1室	栄 養 士 室	1室	

5. 入所対象者

- (1) 当施設に入所できる方は、原則要介護3以上の方が対象となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、施設を退所頂くこととなります。
- (3) 入所後の介護認定の結果、要支援認定、要介護1又は2の判定が出た場合には、退所対象者となります。この場合には、退所に向けた必要な援助を行います。

6. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者(入所者)の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(但し、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

【協力医療機関】

医療機関の名称（所在地） 鎗田病院（千葉県市原市五井899）
 電話 0436（21）1655
 診療科 一般内科（消火器・循環器・呼吸器・血液内科・膠原病）
 神経内科、小児科、一般外科、整形外科、皮膚科、認知症、
 脳神経外科、泌尿器科、循環器・血液・足病、生活習慣病、
 糖尿病・内分泌内科、形成外科、睡眠時無呼吸、
 乳腺・甲状腺外科

7. サービス内容

(1) 基本サービス	
施設サービス計画の作成	個々の状態に応じた計画を立案します。
栄養ケアプランの作成	医療情報をもとに管理栄養士が栄養マネジメントし、計画を作成します。
食 事	栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮した食事の提供をします。 食事時間 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ おやつ 15：00～ 夕食 17：15～ 離床し、食堂の椅子に座って摂って頂くことを基本とします。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回以上の入浴、または清拭を行います。 ・身体状況に応じた入浴設備を利用し入浴頂きます。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活リズムを考え、食事や排せつを行うよう配慮します。 ・シーツ、枕カバー、包布交換は週1回以上行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断（年1回） ・提携医療機関の嘱託医による往診 ・血圧、検温、顔色・会話による健康チェック
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員、看護職員等が共同し、入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・クラブ活動を取り入れ、心理的機能低下を防止するよう努めます。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者及びご家族からの相談について、誠意を持って対応し、可能な限り必要な支援を行います。
(2) その他のサービス	
訪問理・美容サービス、訪問歯科受診、レクリエーション等 実費サービス 特別な食事の提供、行政手続き代行、預り金等管理	

8. 利用料金

- (1) 介護保険の給付対象となる金額は、関係法令に基づいて定められており、サービスの提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。利用料金は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じた料金（法定代理受領）とし、給付対象外の項目については全額となります。
- (2) 介護保険の給付対象とならない金額について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう1ヶ月前までにご説明します。
- (3) 介護保険改定により給付額に変更が生じた場合には、変更された額にあわせて負担額を変更します。

※ 介護保険給付対象サービス並びに、介護保険給付対象外サービス料金については別紙記載。

9. 利用料金の支払い方法と清算

(1) 利用料金の支払い方法

支払い方法は、原則、銀行口座からの自動引落としとします。(引き落とし手数料 契約者負担) 利用料金は1ヶ月毎に計算し請求します。15日迄に銀行口座へ利用料金の準備をお願いします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。)

尚、重要事項説明書(別紙)(2)介護保険対象外料金 ②その他の料金記載の実費については、入所者預り金において清算するものとします。

(2) 清算

本契約が終了した場合において、重要事項説明書(別紙)記載の介護保険対象料金及び介護保険対象外料金など、契約者が本契約終了日までに支払うべき利用料金支払い義務及び、契約書第9条第3項に基づく義務を事業者に対して負担している場合は、契約終了日から10日以内に清算するものとします。

10. 入所の手続き

- (1) 原則、要介護3以上の認定を受けた方が入所対象となります。入所を希望する方は、入所申込書を提出頂きます。
- (2) 入所に際しては、サービス提供に係る重要事項を説明し契約を締結後、サービスの提供を開始します。
- (3) 契約の有効期間は、要介護認定の有効期間と同様とします。

11. 契約の終了

(1) 契約の自動終了

以下の事由に該当した場合には、契約は自動的に終了します。

- ① 契約者(入所者)が他の介護保険施設等へ入所した場合
- ② 契約者(入所者)の介護認定区分が、非該当(自立)、要支援、要介護1、要介護2となった場合
- ③ 契約者(入所者)の死亡又は、被保険者資格を喪失した場合
- ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合または、やむを得ない事由により事業を閉鎖した場合。
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、サービス提供が不可能になった場合。
- ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

(2) 契約者(入所者)からの契約終了の申出

契約者(入所者)は14日以上予告期間をもって、この契約を解除することが出来ます。ただし、契約者(入所者)の病変、急な入院等が生じた場合には、予告期間が14日以内の通知でも本契約を解除することが出来ます。

- ① 介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 契約者(入所者)が入院された場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、故意または過失により、契約者(入所者)の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる等、社会通念を逸脱する行為を行なった場合。
- ⑤ 他の契約者(入所者)が契約者(入所者)の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけられる恐れのある場合において事業者が適切な対応を取らない場合。

(3) 事業者からの契約終了

事業者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 契約書第9条(施設利用上の注意義務)をたびたび繰り返す等、円滑なサービス提供を行なうことが困難であると当事業所が判断をした場合
- ② 契約者(入所者)またはその家族が、事業者やサービス従事者または他の契約者(入所者)に対して、本契約を継続しがたいほどの不信行為を行なった場合。
- ③ 契約者(入所者)が法違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約目的を達成することが困難になった場合
- ④ 契約者(入所者)または契約者(入所者)家族が、他の契約者(入所者)および、事業所職員に対して暴力又は乱暴な言動(物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等)、無理な要求、体を触る、手を握る、卑猥な言動等がある場合、その他、個人の情報を聞く、ストーカー行為とみなされる行動などがみられる場合には、契約解除事由に該当していることを予告します。予告後においても改善の見込みがない場合においては、契約を解除します。ただし、利用者の現病を起因とするものについては、契約者(入所者)家族と事業所間で最善の方法を話し合っていくものとします。
- ⑤ 契約者(入所者)が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ない、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ⑥ サービス利用料金等、施設における生活継続に必要な費用の支払いがなく、支払いが2か月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に料金の支払いがされなかった場合
- ⑦ 3ヶ月以内の退院が見込めない場合(入院期間が3ヶ月以上となる場合)

1.2. 契約者(入所者)が病院等に入院された場合の対応について

(1) 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は13泊)の短期入院の場合は、退院後再び入所することが出来ます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をお支払い頂きます。(外泊時加算と居住費の合計額)

(2) 上記期間を超える入院の場合

上記期間を超える入院であっても、3ヶ月以内に退院された場合は、退院後、再び施設入所することが出来ます。ただし、この場合、居住費(基準額)の負担が発生します。

(3) 当該居室、短期入所生活介護活用同意の場合
事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意し、且つ、入院期間中に活用された場合には、活用期間中は前項負担額の発生はありません。

(4) 3ヶ月を超える入院の場合
3ヶ月以内の退院が見込めない場合には、契約を終了します。

1.3. 円滑な退所のための援助（契約書第18条）

契約者(入所者)が施設を退所する場合には、契約者(入所者)の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のための必要な援助を行います。

1.4. 施設利用にあたっての留意点

- | | |
|--------------|---|
| (1) 面会受付時間 | 午前8：30～午後5時30分
(面会時間は18時までとします。) |
| (2) 外出、外泊 | 事前届出をお願いします。
外泊期間中、1日につき介護保険給付費用として、外泊時費用を負担頂きます。
※感染症流行期間については、控えて頂けますようお願い致します。 |
| (3) 飲酒、喫煙 | 原則、禁酒、禁煙です。 |
| (4) 金銭、貴重品管理 | 金銭については、入所者預り金等管理規程の範囲内による管理とし、その他の貴重品の持ち込み、施設管理は出来ません。 |
| (5) その他 | 事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことは出来ません。 |

1.5. 損害賠償について

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者(入所者)の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに契約者(入所者)に対して損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。また、当該事由発生につき契約者(入所者)に過失がある場合は、事業者の損害賠償の額を減額することができます。
- 2 契約者(入所者)が、故意または過失により、事業所の設備、備品等に通常の保守管理の限度を超える損害を与えた場合は、契約者は事業者に対してその損害を賠償します。
- 3 事業者は、自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ契約書第11条の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1.6. 身体拘束の廃止

サービスの提供にあたり、契約者(入所者)又は他の契約者(入所者)の生命、又は身体を確保するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、契約者(入所者)の行動を制限する行為は行いません。

身体拘束を行う場合には、身体拘束廃止に関する委員会を設置するとともに、「身体拘束に関する説明・経過観察記録」に身体拘束にかかる内容、時間、その他契約者(入所者)の心身の状況、ならびに緊急やむを得なかった理由の記録を行います。

また、契約者(入所者)又は家族に説明し、他に方法がなかったか改善方法の検証を行います。

17. 緊急時の対応

契約者(入所者)の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に連絡するとともに、病院等に救急搬送するなど必要な処置を講じます。(別紙1)

18. 非常災害対策

災害時の対応	非常通報装置
防災設備	スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、消火器 室内消火栓
防災訓練	年3回(内1回は、夜間又は夜間を想定した訓練を実施)
防火管理者	千葉 貴洋

19. サービス内容に関する相談・苦情の受付、契約者意見の把握体制

(1) 施設における苦情や相談窓口 電話 0436(37)5165

苦情解決責任者 管理者 南條 広樹

苦情受付担当者 生活相談員 今泉 浩樹、暮林 藍子、木内 理恵

苦情解決第三者委員 渡辺 雅武、前田良俊

※苦情解決第三者委員連絡先：法人本部電話 0436(23)2656

(2) 施設以外の相談や苦情の受付

千葉県国保連合会 介護保険課 苦情処理係 電話 043(254)7428

市原市高齢者支援課 電話 0436(23)9873

(3) 契約者(入所者)等の意見を把握する体制

運営推進会議の開催状況・・・奇数月の開催

契約者(入所者)等の意見への対応・報告

関係者並びに、市役所等関係機関への会議録による報告

20. 第三者評価の実施状況、事業所評価・報告

(1) 第三者評価の受審の有無・・・無

(2) その他の事業所評価・報告

介護サービス情報の公表(千葉県介護サービス情報公表センター)

高齢者福祉サービス施設状況報告(独立法人福祉医療機構)

介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)

21. 個人情報の取り扱い

契約者(入所者)及び契約者(入所者)家族の貴重な個人情報を介護保険サービス提供機関として、以下の利用目的に沿って利用させていただきます。使用目的以外に使用することはありません。また、契約終了後においても同様とします。

(1) 施設内での使用

① 施設が入所者に提供する福祉サービス

② 介護保険事務

③ 福祉サービスを提供する上での事務管理業務

(2) 施設外への情報提供としての使用

- ① サービス提供をするうえで、他の介護保険事業者との連携を保つ必要がある場合
- ② 入院、退院による診療のため、医師等からの情報提供を求められた場合
- ③ 定期的な健康診断を受ける場合
- ④ ご家族等への状況説明
- ⑤ 介護報酬審査機関等への請求書提出
- ⑥ 保険者及び介護報酬審査機関からの求めに応じた回答
- ⑦ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

(3) その他の使用

- ① 社会福祉及び福祉サービス向上のための情報提供
- ② 施設内での研修会
- ③ 外部監査機関への情報提供

余 白

< 同意事項 >

1. 事業所がサービス提供をする上で知り得た入所者またはその家族等に関する情報を、緊急時やサービス担当者会議等、サービス利用にかかわる事項に用いること（個人情報の利用）に 同意する 同意しない
2. 事業所が、以下の利用方法において、ご入所者の写真・映像を使用することに施設内における掲示 同意する 同意しない
施設契約者(入所者)家族への配布 同意する 同意しない
広報・ホームページ・パンフレット等の作成に伴う、配布・掲示・公開 同意する 同意しない
3. 施設で行われるインフルエンザ予防接種をうけることに 同意する 同意しない
4. 生命、又は身体を確保するため、以下の事由に該当する「緊急やむを得ない場合」、身体拘束等、入所者の行動を制限する行為を行うことに 同意する 同意しない
 - ① 切 迫：入所者本人又は、他の入所者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない
 - ③ 一 時 性：身体拘束その他の行動制限が一時的である
5. 契約者(入所者)本人や他の入所者の身体状況に変化により、ユニットや居室間の移動が必要であると事業所が判断した場合には、ユニットや居室間移動について 同意する 同意しない
6. 入院期間中に、居室及びベッドを短期入所生活介護に活用することについて 項目を確認の上、選択をお願いします。 同意する 同意しない
 - 入院期間中に当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意している場合においては、必ず、退院予定日の連絡をお願いします。
入院時に予定されていた退院日より早く退院した場合等、退院時に受け入れ準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用頂く場合があります。(契約書第19条)
 - 当該居室を短期入所生活介護に活用した期間中については、居住費（基準額）の負担は発生しません。
 - 短期入所生活介護活用期間中の居室内荷物は、居室以外の所で保管させていただきます。お預かりの限度を超える荷物がある場合には、荷物の取り扱いについて、別途、ご相談させていただきます。

令和 年 月 日

地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家惣社の入所にあたり、ご入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

< 事業者 > 千葉県市原市平田1428番地
社会福祉法人清風会

施設・事業所名 地域密着型特別養護老人ホームぬくもりの家惣社

管理者 印

説明者 生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から地域密着型特別養護老人ホームについての重要事項の説明を受けこれに同意します。

< 契約者(入所者) >

住 所

氏 名 印

< 契約者(入所者)家族・代理人 >

住 所

氏 名 印

続 柄